

入国した次の日から数えて「14日間」※は、 以下の事項を守っていただくようお願いいたします。

(感染拡大防止のために検疫法に基づきお願いするものです。)

また、裏面にある質問(1)～(2)へのご回答もお願いいたします。

※入国日の次の日を「1日目」として計算します。

入国時に有効なワクチン接種証明書の写しを提出し、かつ入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省(入国者健康確認センター)に届け出る場合は、以下1～7における「14日」の待機期間が短縮されます。

1. 14日間、宿泊場所又は自宅で待機し、他者との接触を行わないでください。
※検疫法第14条第1項第3号、第16条の2第1項及び第2項に基づく要請です。
2. 14日間、公共交通機関を使用しないでください。
(不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機 など)
3. 厚生労働省が指定する入国者健康居所確認アプリをインストールし、入国後14日間毎日、健康状態の報告をし、アプリから通知が届いたら位置情報の送信を行ってください。また、当該アプリを通じ連絡が来た場合にはスマートフォンのカメラをオンにして応答してください。

※ 空港で提出いただいた誓約書に反する場合には、氏名等の公表の対象となり得ますので、アプリからの連絡が2日以上ない場合や、スマートフォンを紛失・破損等した場合は、必ず、入国者健康確認センター (<https://www.hco.mhlw.go.jp/>) にご連絡ください。

電話番号：03-6757-1038 (自動音声) メールアドレス：followup@hco.mhlw.go.jp

4. 入国時に、携行するスマートフォンに厚生労働省が指定する接触確認アプリをインストールし、また、14日間、同アプリの機能を利用してください。
5. 入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存機能を開始し、14日間、位置情報を保存してください。
6. 入国後14日以内に有症状となった場合、速やかに「受診・相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診してください。
7. 入国後に陽性となり、その発症日が入国後14日以内であると判断された場合、旅券番号やスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに保健所等に提示するなど、感染症法第15条に基づく保健所等の積極的疫学調査に協力してください。
8. 上記事項に関連して、保健所等から指示や求めがあった場合には、応じてください。
9. 感染を広げないために、下記の感染拡大防止対策を行ってください。
 - ・マスクを着用し、他者に感染させないようにご注意ください。
 - ・手指消毒を徹底し、「手洗い」をこまめに行ってください。
 - ・「3密(密閉・密集・密接)」を避けるようにしてください。

※本要請により新型コロナウイルス感染症で宿泊場所又は自宅で待機をしている選挙人で、請求時に要請期間が選挙期間にかかると見込まれる方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。詳細は総務省や選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会HP等でご確認ください。

●14日以降、皆さまが日常生活を送る上での注意点についてはこちらをご参考ください。

★厚生労働省ウェブサイト

日常生活で気をつけることや、帰国後、せきや発熱などの症状があった場合の相談窓口「受診・相談センター」を紹介しています。



★内閣官房ウェブサイト

感染リスクが高まる「5つの場面」について紹介しています。



新型コロナウイルス感染症に関することをご不明な点がある方は、相談窓口までご連絡ください。

▶ 厚生労働省電話相談窓口：0120-565653 (通話無料、9:00～21:00)